

大阪信愛学院大学学生クラブ・サークル連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は大阪信愛学院大学学生クラブ・サークル連盟と称する。

第2条 本連盟は大阪信愛学院大学学生からなり所属部会によって構成される。

第3条 本連盟は学術文化の向上と民主主義の発展のために邁進することを目的とする

第4条 本連盟は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 所属部会の日常活動の充実
- 2 所属部会の育成
- 3 所属部会主催の講演会・研究会、その他の事業に対する後援・援助
- 4 他大学同種の学生諸連盟との連絡又は提携
- 5 予算の申請
- 6 その他の学術文化活動

第5条 所属部会会員は、次の権利を有し義務を負う。

- 1 執行委員会委員の選挙権と被選挙権
- 2 本連盟主催の事業に参加する権利及び義務
- 3 本連盟の総会に参加する権利と義務
- 4 本連盟規約及び所属部会規約を遵守し遂行する義務

第2章 組織

第6条 本連盟は次の機関を置く。また必要に応じてその他の機関を置くことができる

- 1 総会
- 2 クラブ・サークル連盟執行委員会（以下「執行委員会」という。）

第7条 総会は本連盟の最高議決機関であり、執行委員長がこれを招集し年1回定期に開催する。但し、執行委員長が必要であると認めた場合、及び所属部会の3分の2以上の提案のある場合執行委員長は、臨時にこれを召集することができる。

第8条 総会はこのべクラブ・サークル加入者の3分の2以上の出席をもって成立する。

第9条 総会に出席できない場合は、所定の様式によって委任状を委員長に提出しなければならない。委任状は出席者数に含める。

第10条 総会での議決は出席者の過半数をもって成立する。

第11条 総会は次の任務を負う。

- 1 前年度の活動総括の承認
- 2 本年度の活動方針の決定
- 3 本年度の執行委員の承認
- 4 会計監査の承認
- 5 その他の諸決議の承認

第 12 条 総会は正・副議長、書記各 1 名を置き、正議長は総会の議事運営を行ないその責任を負う。副議長はその補佐を行なう。議長団は、議決権を持たないが、議決に関して可否同数の場合に限り正議長がこれを決する。

第 13 条 総会は開催 1 カ月以前に委員長が所属部会会員に通知又は公示することを原則とする。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第 14 条 委員会は執行委員によって組織され委員の任期は 1 カ年とする。

第 15 条 委員会は総会から総会までの本連盟の決定機関で委員長がこれを招集し月 2 回以上定期に開催する。但し、執行委員会が必要と認めた場合及び所属部会の 5 分の 1 以上の連名の要請があった場合、臨時に招集開催することができる。

第 16 条 委員会は所属部会の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その議決は出席過半数をもって成立する。但し、同好会の所属部会への昇格については 3 分の 2 以上の賛成をもって承認される。

第 17 条 委員会に委員が出席できない場合は、代理人の出席を認め、やむを得ない場合は、所定の様式によって委任状を執行委員長に提出しなければならない。

第 18 条 委員会は次の任務を負う。

- 1 総会の議案書の審議
- 2 クラブ・サークル結成の承認
- 3 クラブ昇格・降格の承認
- 4 その他

第 19 条 サークル委員会は次の任務を負う。

- 1 サークル委員会をはじめとして所属部会全体の予算書の作成
- 2 クラブ・サークルの予算附下願の承認
- 3 総会の開催
- 4 クラブ・サークルの活動内容の把握及び会計監査
- 5 クラブ及びサークル結成申請の審議及び委員会への提出、総会への報告
- 6 その他

第 3 章 サークルの設立の手続きと承認

第 20 条 サークルとして発足するためには次の 1～4 を満たさなければならない。

- 1 サークル活動加入願を自治会に提出すること。サークル活動加入願は学生課発行の物とする。
- 2 同行者が 5 名以上いること。および、本学専任教職員の顧問がいること。
- 3 責任者（部長）がはっきりしていること。
- 4 同上 1～3 を満たし、自治会から承認を得ること。

第 4 章 クラブ昇格および降格

第 21 条 サークル委員会はクラブ昇格の推挙を得るためには、次の 1 および 2 を満たさなければならない。

1 自治会がサークルとして認めてから最低 2 年以上経過し、サークル活動継続許可願における活動が年間を通じて認められた場合。

2 部員 6 名以上と本学専任教職員にクラブ顧問 1 名いる 場合。

尚、再昇格の場合は、同条 2 を満たしたうえ、また活動状況に応じて再昇格の推挙を得る。

第 22 条 次の 1～3 の条件にあてはまる場合、各クラブは自治会によりサークルへの降格を発議される。

1 第 25 条 2 および 3 を 2 年に渡り満たすことができない場合。

2 サークル活動継続許可願により所属団体から活動不活発と認められた場合。

3 自治会活動（学生総会・大学祭等）に対する参加が 50% 以下の場合。

尚、同条 1～3 を満たしていない場合でも、大会などにおいて著しい成績をおさめた場合は、降格への発議をされない。

第 5 章 休部

第 23 条 次年度より、クラブ・サークルの活動・運営が事実上成り立たなくなる場合、もしくは停止せざるを得ない状況に陥った場合、クラブ・サークルの代表者は、自治会に休部届けを提出しなければならない。自治会が休部届けを受理した日より、一年間休部とする。また、サークルを解散する場合、サークル活動解散届を提出しなければならない。

第 6 章 廃部

第 24 条 第 5 章の段階を経て、所属団体によって、1 年間の部員募集の活動を行われても新入部員がない場合、廃部として所属団体から除名される。このとき、サークル活動解散届を提出しなければならない。

第 7 章 規約の改廃

第 25 条 クラブ・サークル規約の改廃は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得て承認を得た後、学生総会において出席者の 3 分の 2 以上の承認が必要とする。

附則

本規約は 2022 年 6 月 23 日から施行する。